

平成 27 年 10 月 14 日

各 位

本社所在地 大阪市中央区久太郎町三丁目 6 番 8 号  
 会社名 夢の街創造委員会株式会社  
 代表者 代表取締役社長 中村 利江  
 (コード番号：2484 東京証券取引所 JASDAQ 市場)  
 問合せ先 取締役 業務支援本部管掌  
 洲崎 由佳  
 TEL：03-6880-3852  
 URL：http://www.yumenomachi.co.jp/

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 27 年 11 月 26 日開催予定の第 16 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、定款の一部変更を行うものであります。

なお、本議案を今回の株主総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p><b>【取締役の責任免除】</b>            第 26 条 (省略)            (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p> <p><b>【監査役 of 責任免除】</b>            第 34 条 (省略)            (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p><b>【取締役の責任免除】</b>            第 26 条 (規定内容は現行どおり)            (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p> <p><b>【監査役 of 責任免除】</b>            第 34 条 (規定内容は現行どおり)            (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</p>

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。	することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。
-------------------------------------	--

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年11月26日(木)
- (2) 定款変更の効力発生予定日 平成27年11月26日(木)

以上